

事 務 連 絡  
令和2年5月12日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の  
変更を受けた所管事業者等に対する周知等について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

5月4日付で、全都道府県を対象に緊急事態措置の実施期間が5月31日に延長されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、これを受けて4日に開催された第12回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、外出自粛・広域移動の回避、接触機会の低減、事業者・関係団体における感染防止のガイドラインの作成、公共交通や物流の機能の維持、直轄工事における対応、補正予算・事業者支援等について、大臣より指示がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知方よろしく願いいたします。

以 上